

令和5年3月22日

厚真町議会議長  
渡部孝樹様

札幌市立大学  
名誉教授 羽深久夫

現役場庁舎を観光資源・教育施設として保存活用する要望  
に対する現庁舎の評価に関する専門的な所見について

北海道建築審査会	会長
全国建築審査会協議会	会長
北海道文化財保護審議会	委員
北海道赤レンガ建築賞審査員会	委員長
北海道赤れんが庁舎改修事業整備等専門会議	座長
北海道建設部建築局総合評価検討会	委員
北海道百年記念広場モニュメント設置に関する懇談会	委員
厚真町古民家再生推進協議会	会長
厚真町空家等対策協議会	委員
厚真町都市計画審議会	委員
厚真町庁舎周辺等整備基本構想基本計画策定委託業務受託者選考委員会	委員

## 1、はじめに

現役場庁舎を観光資源・教育施設として保存活用する要望に対す現庁舎の評価に関する専門的な所見については、令和2年11月16日付の「厚真町役場庁舎についての所見」を踏まえながら、当時の背景、現在の歴史的建造物の保存活用の趨勢などについても意見を述べたい。

## 2、令和2年11月16日付の「厚真町役場庁舎についての所見」について

### (1) 所見内容の概要

所見の内容については資料として添付するが、沿革として昭和27年(1952)3月4日の十勝沖地震で被災して、使用ができない状態となり、災害復旧工事として、昭和28年9月に現庁舎が落成した。

建築概要として、構造は鉄筋コンクリート2階建(1階 168.96坪、2階 88.27坪、計 257.23坪)、別館管理室 和式小屋組木造平屋建 38坪 総計 295.23坪)、建築設計は一級建築士の松阪谷周止氏(室蘭市幸町)と企画図案応募採用の森本頼賢(総務課長、厚真村字東老軽舞)、工事請負人は北斗建設株式会社(社長 多田清美、室蘭市本町)、着工は昭和28年4月1日で竣工は昭和28年9月15日である。

新庁舎の特色は、①恒久的建築としたことで、木造では凡そ30年毎に改築しなくてはならないが、鉄筋コンクリート建にすることにより、年毎の原価償却率の低減と長期財源の節減を計った、②将来の増築計画も充分に存知したことで、1階と2階部分の上は増築可能で高層建築になるように計画した、③事務能率の増進及び衛生の保持、窓口接触の民主化を図り、1階は一般行政と各種委員会、団体事務室にあて事務効率を向上し、カウンターを延長し、事務室と住民を同一室内にして、寒くないようにして民主化を図り、採光・通風・保温などの衛生的考慮も行った、ことがあげられる。計画にあたり、企画図案募集を行い、採用案は森本総務課長とあるので、企画図案の内容は判然としないが、新庁舎建築が単なる十勝沖地震による災害復旧だけでなく、村の将来の象徴として考えられていたことが十分に窺われる。

また、現庁舎の特徴に挙げられた3点は、庁舎建築の原理原則を踏まえたもので、木造と比較した経済性の検討、将来の増築への配慮、単に役場内の事務効率だけでなく、住民主体の行政サービスのあり方、採光・通風・保温などの室内環境への衛生的考慮も十分に行われている。

建築形式の特徴は、平面計画として、北西面を正面に、北東から南西を長軸とする29,350mmと北西から南東を短軸とする17,750mmのI形平面である。左右対称であり、中央通路の柱間2,500mm、南北の張出部分は5,500mm×5,500mmのグリッド、中央部分は6,000mm×5,500mmのグリッドで、柱は500

角のラーメン構造である。断面計画はラーメン構造の鉄筋コンクリート構造として安全かつ経済的な平面計画を踏まえ、1階床高400mm、2階床高4,100mm、屋根床高4,200mmである。中央部分のスパンと階高が1階しかない張出部分より大きくなるが、梁せいを増すことにより調整している。梁せいは両端部で中央部より200mmの付加したハンチで補強していて、基本に即した構造計画である。立面計画は、正面である北西面は、車寄せ部分を除き、3つの6,000mスパンを3ツ割にし、パラペットの先端まで通した方立で9区画として窓を設け、さらに方立の先端に水平の軒壁を設け、ファサードのデザインとしている。正面両側の張出部分は、5,500mmスパンを3ツ割にして、1階は窓を設け、2階は2区画のみ方立をパラペット先端まで通している。

建築様式の特徴として、日本における近代建築は、明治の終わり頃から大正にかけて、西洋の近代建築運動の影響を受けた分離派などの表現主義様式、関東大震災の復興に伴う地に強い耐震構造、一方でアメリカからはライトの有機的建築の影響を受けた。大正末から昭和にかけては耐震構造の鉄筋コンクリート造や鉄骨造、外部形態としては古典主義や中世主義的な様式が消化され民間建築に広まった。また、日本の伝統的な様式も表現として関心がもたれ、その一部は国粹主義と一体化し帝冠式ともいわれた。昭和に入ると近代建築国際会議(CIAM)の近代合理主義の建築と民族主義による伝統的表現の回帰が謳われた。庁舎建築も、この日本の近代建築の流れに沿うものであるが、行政事務の処理、議会の運営とともに象徴性も強く求められ、戦後は特にアメリカからの民主化を体現する建築が求められた。そのため、戦後に合理主義建築が定着するまでは、庁舎の平面は大階段を広間に設け、左右対称にして象徴性を高め、議場を正面2階か背面に配するものが基本となった。現庁舎は、大正14年(1925)の東大安田講堂、昭和2年(1927)の京都市庁舎、昭和3年(1928)の東大図書館、昭和4年(1929)の東京市政会館、昭和5年(1930)東京商科大学などのファサード中央を迫り上げ、左右対称平面のネオゴシックとも捉えられる新古典主義の影響と、日本の伝統的な要素を排した点では戦後合理主義の影響も認めるができる。

現庁舎は十勝沖地震の災害復旧事業でありながら、村の象徴として、建築計画の基本を踏まえ、経済性の検討、増築の配慮、事務の効率、住民サービス、室内環境の配慮が行われた戦後間もない時期の北海道における先進的な庁舎建築であることは間違いないであろう。また、様式的には戦前のネオゴシックの影響をファサードに受けながらも、平面計画、断面計画、立面計画には戦後の合理主義の考えが認められる。以上から、現庁舎は国が定める登録有形文化財登録基準である、原則として建設後50年を経過し、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でな

いもの、うちの②に該当する建築と考えられる、として、文化財建造物として、文化財的価値は認められる。

※参考文献

- ・厚真町史、昭和31年9月15日発行
- ・近代建築史図集、1992年11月20日発行、日本建築学会編、彰国社発行
- ・石田潤一郎、都道府県庁舎 その史的考察、平成5年（1993）2月25日発行、思文閣出版
- ・登録有形文化財登録基準、平成8年8月30日 文部省告示第152号、改正平成17年3月28日 文部科学省告示第44号

（2）令和2年11月16日付の「厚真町役場庁舎についての所見」の背景

（1）所見内容の概要に述べたように、建設後50年を経過し、登録有形文化財登録基準に該当し、文化財建造物としての文化財的価値は認められることは間違いないが、この所見には前提があった。平成30年（2018）9月6日の北海道胆振東部地震による甚大な被害と尊い人命が失われた後の厚真町庁舎周辺等整備に関わるもので、実現可能性が高い活用方法が明確にあった。令和2年当時、町所有の優れた埋蔵文化財の常設展示施設として、役場庁舎を保存活用して利用できないかという考えであった。

従来、歴史的建造物の保存活用は、文化財保護法における保護を中心にして行われ、文化財指定を受けたのち、建築基準法の適用除外を受けながら、博物館のようにただ残すことを主眼に行われてきた。近年は、全国的な空家対策における活用の推進の立場から、その他条例の施行による特定行政庁の建築審査会の同意を得て、建築基準法の適用除外における代替措置を有効に適用することにより、用途変更に伴う構造補強、避難、消火の現行法規の縛りを緩和して活用に大きな道筋ができつつある。この動きは、国土交通省住宅局が所轄するもので全国建築審査会会長会議、北海道建設局住宅局、北海道建築審査会をはじめ全国の特定行政庁、その建築審査会も同じである。

厚真町は宮坂尚市朗町長のもとで、厚真町古民家再生推進協議会、厚真町空家等対策協議会、厚真町都市計画審議会などを通して、まちづくり総合計画の中で、文化財建造物として文化財的価値が十分に認められる越中型民家の旧畑島家住宅、旧幅田家住宅、越前型民家の旧山口家住宅の移築活用において、厚真モデルと称してもいい全道に先駆けた事例を築いてきた。さらに、全道に先駆けて歴史的建造物の活用を促すその他条例の施行も議会承認を得ている。それは、文化財的価値に満足するだけでなく、活用方法、建造物としての現状調査、建築基準法との関わり方、移築再生における工事費、その後の維持管理費など、建築計画だけでなく工事費や維持管理の方法と管理費の収支計画が緻密

に、周到に計画されなければならない。歴史的建造物を保存活用する上では、保護を中心にした従来型の博物館のように所有者や住民に経済的な負担や作業負担を増してはならない。

(3) 現役場庁舎を観光資源・教育施設として保存活用する要望に対する現庁舎の評価に関する専門的な所見

現役場庁舎の解体あるいは保存活用について議論を進めるためには、両方の意見の理由を元に議論する必要があるし、議論の前提となる基本的な調査が不可欠である。

- ① 現庁舎の設計ある松阪谷周止氏（室蘭市幸町）の建築活動について明らかにして、戦後北海道における建築家の活動の中で設計者の建築史的価値を掘り下げる必要がある。それにより現庁舎の建築史的価値、文化財的価値が増すであろう。同氏は現存する白老町役場も設計し、他にも鉄骨造体育館の設計に関わっている。
- ② 現庁舎の詳細な躯体調査を行い、コンクリートの中性化・劣化度調査、現法規上での構造力学的な検討を行い、耐震性能を明らかにしないと、活用の用途に対応可能かどうか、耐震補強が可能か判断できない。
- ③ 現庁舎を活用したい要望書にある観光資源・教育施設としての具体的な内容を掘り下げる必要がある。活用用途・活用目的を明確にすることにより、活用年限（期限を定めるか、定めないか）、活用にかかる工事費（構造補強と改修にかかる工事費）、活用後の運営方法と維持管理費などが明らかになる。

また、以上のような基本調査を行う調査期間・調査費用が確保できるか、できないかも議論されるべきであろう。

本来的に古代から洋の東西を問わず建築は、構造的な強さ・明確な使い方・人々が感動する美しさや親しみやすさの強・用・美が求められてきたし、建築を議論するときの根本である。現庁舎の将来は、町民、議会、町職員、町長の総意であってほしいし、いかなる政治的判断も、町民、議会、町職員、町長が納得するものでなければならないであろう。さらに、現在進められている厚真町庁舎周辺等整備計画に調和するもので、整備計画に遅延を引き起こすものにしてはならない。

最近話題となっている解体工事が進む北海道百年記念塔（昭和45年、井口健設計）、免震補強され国重要文化財に指定された香川県庁舎旧本館と東館（昭和33年、丹下健三設計）、解体が決まった旧香川県体育館（昭和39年、丹下健三設計）の事例も参考にすべきであろう。